

廃棄物減量等推進審議会審議会 会議結果

会議名	第1回木津川市廃棄物減量等推進審議会		
日時	平成25年12月9日(月)午後2時から	場所	木津川市役所 住民活動スペース
出席者	委員 ■…出席 □…欠席	■郡嶋委員(会長)、□浅利委員(副会長)、 ■石崎委員、■宗形委員、■山田委員、□木村委員、■柴田委員 ■立花委員、□中島委員、■橋詰委員、□水野委員、■新井委員 □石田委員、■近原委員、□森 委員、■山口委員、■山本委員	
	その他出席者	傍聴人：1人	
	庶務	駒野生活環境部長 まち美化推進課 田中課長、今中主幹、豊田係長、高橋主査、大畑主事 クリーンセンター建設推進室 山本室長	
議題	1 開 会 2 委嘱状交付 3 市長あいさつ 4 委員紹介 5 会長・副会長選出 6 会長あいさつ 7 諮問 8 議事 (1) 確認事項 ① 審議会の運営について (2) 説明事項 ① 木津川市ごみ減量化推進計画について ② 木津川市のごみの現状と課題 (3) 審議事項 ① 今後のスケジュールについて 9 その他 ① 次回審議会の開催日程について 10 閉 会		

<p>会議経過</p>	<p>事務局 (進行)</p> <p>市長</p>	<p>ただ今から、第1回木津川市廃棄物減量等推進審議会を開催させていただきます。委員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の司会を務めます、まち美化推進課の田中でございます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>開会に先立ちまして、確認事項やお願ひがござひます。</p> <p>まず、配布資料のご確認をお願ひいたします。</p> <p>会議の会議次第でござひます。</p> <p>委員名簿でござひます。</p> <p>木津川市ごみ減量化推進計画でござひます。</p> <p>続きまして右肩ナンバーをご確認いただきたいと思ひます。</p> <p>まず、ナンバー1ということで、木津川市廃棄物減量等推進審議会運営内規でござひます。</p> <p>続きましてナンバー2といたしまして、木津川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例でござひます。</p> <p>続きましてナンバー3といたしまして、木津川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則でござひます。</p> <p>続きましてナンバー4-1といたしまして、木津川市のごみ処理の現状と課題でござひます。</p> <p>続きましてナンバー4-2といたしまして、ごみ処理フロー図でござひます。</p> <p>続きましてナンバー5といたしまして、廃棄物減量等推進審議会のスケジュール(案)でござひます。</p> <p>続きまして参考資料といたしまして、木津川市ごみ減量化推進計画の概要でござひます。</p> <p>最後になりますが、参考資料2といたしまして、両面刷りになります、小型家電リサイクル事業の取り組みについてと資源ごみ収集運搬の禁止についてでござひます。</p> <p>それでは審議会の進行にあたりまして、お願ひでござひますが、携帯電話をお持ちの方は、マナーモード切り替えていただきますようお願ひ申し上げます。</p> <p>また、本審議会につきましては、運営内規により原則公開となっております。次に本審議会の成立状況について報告いたします。</p> <p>木津川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第6条第2項の規定よりまして、会議は委員の半数以上の出席により、開催することができると規定しております。</p> <p>本日は委員の皆様17名中、過半数を超える11名のご出席でありますので、会議は有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>それでは、次第に沿ひまして、会議を進めさせていただきます。</p> <p>2番目の委嘱状交付でござひます。木津川市廃棄物減量等推進審議会の委員の皆様に対しまして、河井市長から委嘱状の交付をさせていただきます。学識経験委員の皆さまから順に委嘱状を交付させていただきますので、お名前をお呼びいたしましたら、恐れ入りますが、ご起立の上、委嘱状を受領くださいますようお願い申し上げます。</p> <p>〈委嘱状の交付〉</p> <p>続きまして、河井市長から、ご挨拶申し上げます。</p> <p>〈市長あいさつ〉</p> <p>続きまして、委員の紹介でござひます。委員の皆様方におかれましては、郡</p>
-------------	-------------------------------	---

		<p>寫委員様から順に反時計まわりで自己紹介をよろしくお願ひします。</p>
委 員		<p>〈委員自己紹介〉</p>
事 務 局 (進行)		<p>続きまして、本日、出席しております職員の紹介をさせていただきます。</p> <p>〈事務局自己紹介〉</p> <p>続きまして、会長、副会長の選出に移らせて頂きます。木津川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第5条第1項で、会長及び副会長を置くこととなっております。また、会長及び副会長は、委員の互選によってこれらを定めることとなっておりますが、事務局といたしましては、本審議会発足時より、会長として、ご尽力いただいております、郡寫委員に引き続き会長をお願いしたいと考えておりますが、ご異議ございませんでしょうか。</p>
委 員		<p>〈異議なしの声〉</p>
事 務 局 (進行)		<p>異議なしの声もありましたので、郡寫委員を会長に選出することについて、拍手をもってご承認願ひします。</p>
委 員		<p>〈全員拍手〉</p>
事 務 局 (進行)		<p>次に副会長でございますが、同じく以前からお願いしております、浅利委員に引き続きお願いしたいと考えておりますが、ご異議ございませんでしょうか。</p>
委 員		<p>〈異議なしの声〉</p>
事 務 局 (進行)		<p>異議なしの声もありましたので、浅利委員を副会長に選出することについて、拍手をもってご承認願ひします。</p>
委 員		<p>〈全員拍手〉</p>
事 務 局 (進行)		<p>ありがとうございました。それでは、郡寫会長におかれましては、会長席にお移り願ひします。</p> <p>〈郡寫委員、会長席に移動〉</p> <p>それでは、郡寫会長から、ごあいさつをお願いいたします。</p>
会 長		<p>〈会長あいさつ〉</p>
事 務 局 (進行)		<p>次に次第の7番目になりますが、河井市長から木津川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第9条の規定に基づき、諮問をさせていただきます。</p>
市 長		<p>〈諮 問〉</p>
事 務 局 (進行)		<p>河井市長におかれましては、別の公務がございますので、ここで退室させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。ただ今の諮問書の写しにつきましては、後ほど委員の皆様配布させていただきます。それでは、議事に入ります。このあとの議事につきましては、木津川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第6条第1項の規定によりまして、会長が議長を務めることに</p>

		なっております。郡寫会長よろしくお願ひします。
会 長		<p>ただいま市長の方から、家庭系ごみ減量施策についての諮問をいただきました。後から諮問については配布をさせていただくという事になりますけれども、ぜひとも我々の今期の審議会におきまして、有効な家庭系ごみ減量施策につきまして、皆様方のお知恵を借りたいと思ひますので、改めまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>それではまず最初に、始める前にいくつかの確認事項がございます。まず、審議会の運営についてでございますけれども、事務局の方から、審議会の運営につきましてご説明の方よろしくお願ひいたします。</p>
事 務 局		事務局説明省略（審議会の運営について）
会 長		<p>それでは郡寫会長の方から、署名委員の選任をお願ひいたします。</p> <p>今、お話がありましたように、条例、施行規則、それから運営内規に従ってこの審議会を運営したいと思ひますけれども、何かご質問等ございましたら、よろしくお願ひしたいと思ひます。よろしいでしょうか。</p> <p>そうしたら、このいくつかの規則に基づいて審議会を開催したいと思ひます。まず、その中でやらなくてはいけないのは、会議の署名委員の指名でございます。これは審議会の運営内規の第5条の規定に基づいて、会長が会議の署名委員を指名するという事になっておりますけれども、前回の審議会の中では、今皆様方のお手元にあります委員名簿の順にお願ひをする、という形で運営をさせていただきました。同じ事を準用させていただいてよろしいでしょうか。</p>
委 員		〈異議なしの声〉
会 長		<p>はい、それではこの審議会も順番でという事で、まず公募委員の石崎委員から順番にお願ひしたいと思ひますけれども、よろしいでしょうか。</p> <p>そうしたら、よろしくお願ひしたいと思ひます。という事で、石崎委員に会議が終わったあと議事録に署名をしていただき、また私も署名するという事で、公開の手続の方に入りたいと思ひます。</p> <p>2番目は、資料の公開についてでございますけれども、先程の事務局からのお話がありましたように、皆様方のお手元にあるものにつきましては、全て公開という事でよろしいでしょうか。</p>
委 員		〈異議なしの声〉
会 長		<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それから、議事録も署名後公開をするという形になります。</p> <p>それでは、まず我々の最初にやらなくてはいけない、審議会の運営のやり方についての確認は済みました。従って、次の議事の方に入りたいと思ひますけれども、今回はまず、いきなり諮問を議論するというわけにはいきませんので、その背景となるいくつかの説明を事務局の方からいただいて、それで情報を共有しながら、今後の審議を進めさせていただきたいと思ひます。</p> <p>1つ目は、木津川市ごみ減量化推進計画（もったいないプラン）について、前の審議会で策定されました計画についてお話をいただくという事。それから引き続き、その計画の進捗を見るという意味で、木津川市のごみの現状と、今のところのごみの課題について、事務局の方から資料に基きながらご説明をいただく。そして若干質問・ご意見をいただきたいと思いますと思っております。よろしく</p>

		<p>お願いしたいと思います。</p>
事務局		<p>事務局説明省略（木津川市ごみ減量化推進計画について） // （木津川市のごみの現状と課題）</p>
会長		<p>はい、ありがとうございます。 いずれの審議をする中でも、どうなっているかという事で、何回も説明を聞く事になるだろうと思います。また何回もいただいた資料を参照する事があると思いますけれども、今までの所で、もしも、これだけはちょっと確認しておきたいということがありましたら、ご質問なりご意見をどなたからでもよろしくお願いしたいと思います。 はい、どうぞ。</p>
委員		<p>はい。木津川市のごみ処理の現状と課題という事で説明いただいたんですけども、7ページの所ですけれども、表9ですね、コンポスト容器の交付の実績という事で書かれておりますけれども、まあ数がだいぶ少ないという事でね、私も山城町時代に個人で買ったんですけど、特にコンポスト容器の場合ですけれども、コスト的に幾らかいいのかとか、そういうのがあるのかという事が1つと、それから、農家の畑なんかには、結構コンポスト容器が利用されているんですけども、そういう、家の生ごみが農業利用はあかんのかどうか、その2点、説明をお願いします。 それから、表10 集団回収実績という事で、この中で細かく説明いただきたいんですけども、団体数とかお聞かせいただきたいんですけども、補助金については5円という事で、木津川市の場合、山城地域につきましては特に地域の方で集団回収を進めていただきたいなという事で、なかなかしんどいんですけども、まだまだ遅れてるんですけども、集団回収の量が、毎年予算なんかあると思うんですけども、木津川市におきましては、数年後計画量が多くなれば、その5円の所が4.なんぼになるとか、そういうお話は聞いているんですけども、この辺については、私個人の意見ですけれども、一定、量が増えた場合については、補正をかけて5円のままにするのか、あるいは一定の予算の中でパー配分というか、4.なんぼとかになるのか、その辺の所、行政サイドから説明お願いしたいと思います。よろしくお願いします。</p>
会長		<p>はい、それでは事務局よろしくお願いします。</p>
事務局		<p>失礼いたします。 まず、生ごみ処理機の状況についてですが、コンポストにつきましては、年々申請される方が少なくなっている傾向があります。上限を設けているだけでありまして、金額的な部分について設定等は設けておりませんので、種類その他について、様々なものを購入していただいても、その使用用途に合うものでしたら全然問題がない、というような扱いになっておりますが、農業利用の方につきましては、木津川市につきましても、コンポストで堆肥化された肥料につきましても、自分のところの、例えば農業として使えるように、その肥料を堆肥として使っていただく方も当然おられると思いますが、実際、そのできる量というのが、自分の所で持っておられる家庭菜園に見合うぐらいの堆肥の量なのかどうか、という問題もございます。 電機式生ごみ処理機で堆肥を作っても、実際はごみとして出される方もおられるというのが現状でありますので、そういった肥料等で有効に使えるような道しるべを本市として一定何か考えていかなければいけないものもあろうかと思っております。コンポストにつきましては、そのような状況になっております。 続きまして、古紙類についてのご説明をさせていただきます。</p>

事務局		<p>すみません。いま生ごみの関係で、上限がないという話がありましたけれども、その上の、7ページの表9の上に表8というのがございますけれども、こちらの方に生ごみ処理機の設置の補助金の交付制度の概要という形で入っております。基本的には2分の1の補助という事でございますけれども、通常コンポスト容器については2万円にも満たないのかな、という事で思っておりますので、実質的には生ごみのコンポスト容器をお買いになられますと、2分の1のものがそのまま補助されているのが実態かな、という事で思っております。</p> <p>それと、古紙類の集団回収の5円の問題ですけれども、これにつきましては以前市の方でも議論になりまして、どうしていくのか、この集団回収が本当に効果があるのかどうかといったような事が、事業仕分けという中で議題になりまして、事業仕分けされている委員さんの方と、行政の方とでもやりとりをさせていただきました。その中でも、行政側の方として申し上げておりますのは、確かに、予算の範囲内で交付していくという事が原則でございますし、予算もないのに交付をする事はできないという事は当然の事かと思っておりますけれども、この古紙類の集団回収につきましては、今回のもったいないプランでも重点対策の1番目に掲げさせていただいている事業でございます。市民の方と行政とがごみの減量を図っていく上で一番有効で、行政にとってもプラスになりますし、取り組んでいただいている方にとってもプラスになる非常に良い制度だという事で思っておりますので、事務局といいますか、古紙類を担当している担当部局といたしましては、古紙類を一所懸命集めていただいた団体の方については、5円の補助金が確保できるように財政の方と折衝なりをしていこうという覚悟でございますので、5円が守れるのかどうかという事についての確約は非常に難しいとは思いますが、5円の確保をして、市民の方、行政の方、ともにこれを使いながら減量を進めていきたいというのが今の思いでございます。以上でございます。</p>
会長		<p>ありがとうございます。よろしいでしょうか。</p>
委員		<p>すみません。コンポストの件ですけれども、私も町の時代に買ったんです。例えば購入店ですね、どこどこの指定業者で買わないとあかんとかそういう、コンポスト容器の場合ですよ、あるのか、近くの量販店とかそういうところで、レシートもらって申請すればその半額というか、その詳細お願いいたします。</p>
事務局		<p>コンポストの件につきましては、私〇〇の方でお答えさせていただきます。</p> <p>基本的に、店舗の指定とかそういったもの、種類の指定等はございません。領収書と設置後の写真と、申請書、請求書、所定の書類を揃えていただいたら交付させていただいております。ただし、一旦請求されてから5年間経過しないものについては認めておりませんので、それぐらいかという風に思われます。以上です。</p>
会長		<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>先ほど事務局から説明の中で、必ずしもコンポストにしても、それがごみになっていると何のために補助金で出されているのかという問題もありますけれども、アンケート調査か何かで、あるいは何らかの形で、設置した後のそれぞれの所での生ごみの減量効果についての何らかの評価を、設置された市民の方にさせていただいているのか、ただその設置をただけで後はどうなっているか分からないよという状態なのか、そこの所どうなのでしょう。アンケート調査で効果なんか調べられているのですか。あるいは、モニタリングというような形で定期的に報告をいただくというような。</p> <p>はい、どうぞ。</p>

事務局	<p>電気式のコンポストの状況ですけれども、一度追跡調査のようなものをさせていただきましてけれども、この電気式のコンポストにつきましては、利用しているしていないに関わらず、前回の審議会の中で、その効果というもの本当に環境の負荷の面から見て良いのかどうか、というご議論をいただいた所でございます。そういった中で、今後、委員の方々からのご意見の取りまとめといたしましては、電気式のものからバイオ式のものに移行していこうと、そのための取り組みを推進していこうという事でございましたので、またそのあたりの取り組みが、市の方としても十分取り組めていない所でございますけれども、今後はバイオ式のものにシフトいく、という所の取り組みを進めていきたいという事で思っておりますので、この電気式の補助金が、25年度中は存続しておりますけれども、今後、環境負荷の面から見直しを進めていきたいという事で、答申に基づきました意見に基づき、進めていけたら思っております。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>ただ注意してほしいのは、バイオ式となると、土地を持っておられる方は何とかいくんですよ。電気式というのは、恐らくマンションであるとかそういう土地を持っておられない方が、まさに水分だけをほかしてという形の中でやられて、せつかくできたコンポストについてはマンションの中で処分すると。そうするとある意味では、土地を持っていないとコンポストが助成してもらえないという不公平も起こってきますので、場合によっては、それを継続されるという形があるのであったら、そういう面から言うと、市民農園とかそういうものと連携をする形で入れていただく、というような確認をする形で続けていくのか、それとももうそれは減らすのか、そこいらの判断は市の方でもう少し情報を集めてやっていただけたらと思います。よろしくお願ひしたいとおもいます。</p> <p>他にございますでしょうか。はい、どうぞ。</p>
委員	<p>4点ほどお伺いいたします。</p> <p>まず、蛍光灯の関係ですけれども、蛍光灯の回収という事で加茂支所の方にボックスがあるのですが、その辺の住民周知、啓蒙啓発はどのようになっているのか、という事が第1点。</p> <p>それからもう1点は、女性の会が無くなる傾向にあるという事で、私共の地域でも最近知ったわけですけれども、そうしたら、古紙回収をしているのですけれども、地域での取り組みができないから燃やすごみの方に出されるのが多いのではないかと、いう風に私は非常に危険を感じております。その中で、地域長がどのような立場とどのような対応を、今後そういった事についてなされるのかどうか。</p> <p>それからもう1つ、パトロールの件ですね。最後にご説明がありましたが、このパトロールにつきまして、大型ごみの日に、前の日あたりに無断で持ち去るという事が起こっているように私は思っております。だから、月1回というこの実施の中で、そういった時の、大型ごみの収集日に合わせて前日なり早朝とかにそういう業者が来ておりますので、その辺の対応をひとつよろしくお願ひしたいという風に思います。</p> <p>それからもう1点ですが、先程会長の方から申し上げましたが、見学会の関係、新しい委員さんも非常に多くおられるように思いますので、是非先進地の見学ですね、清掃センター等といったような、その辺を早急にお願ひしたいと、そういった事で研究していくという形をお願ひしたい、という風に思っております。</p> <p>それからこれはお礼なんですけれども、先日、木津川の堤防で冷蔵庫が捨てられておりました。私が発見しまして、すぐ、まち美化の方に連絡をいたしま</p>

	<p>会長</p>	<p>すと、即取っていただきまして、非常にありがたく思っております。と言いますのは、それを捨てられますと、そこにまた捨てる方が出てくるという事になりまして、もう手が付けられないという事で、環境汚染に繋がるという事で、冷蔵庫等のそういった廃棄物につきましては非常に危険度が高いですから、よろしくお願ひしたいと、お礼までに言うておきます。ありがとうございました。以上です。</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>今、5つほどご意見とそれからご質問、あとよろしく対応していただきました。</p> <p>1つは蛍光灯ですね。それからもう1つは、集団回収の中で女性の会が減ってきているので、そういう集団回収をする所の団体をどうやって増やしていくかという話ですね。構成が変わってきているという事。それからもう1つは、パトロールにしても有効なパトロールをしないと、月1回という形でおぎなりのパトロールでは有効にならないのではないかという話。それから見学会をやしてほしいというのはご意見、ご希望だと思います。それから冷蔵庫の事についてのお礼があったと思いますけれども。</p> <p>大体そういう意味から言うと、前者の3つについて、まず蛍光灯から。</p>
	<p>事務局</p>	<p>まず蛍光灯の取り扱いですが、資料ナンバー4-1木津川市のごみ処理の現状と課題の5ページにも書かさせていただいております。蛍光灯につきましては、平成24年度までについては社会実験として収集の方をしておりますが、平成24年度から本格実施という事で、木津川市役所の本庁駐車場付近、並びに加茂・山城両支所に回収ボックスを設けて収集の方をさせていただいております。当然、先程〇〇委員さんがおっしゃっていただいた通り、市民周知がなかなかできていない関係もございます。木津川市のごみ処理カレンダー並びに分別等のガイドブックで周知はさせていただいているのですが、なかなかその回収方法についても理解していただけない部分もありますので、そういった部分に対応するように、従来どおりの燃えないごみの日の回収にも、合わせて蛍光灯の回収もさせていただいております。今の収集方法といたしましては、回収ボックスでの収集並びに燃やさないごみでの収集、このような二段階構えの収集の方法を取らせていただいておりますが、市といたしましても、収集方法を早く市民の方にご理解していただけるよう周知に努めさせていただきながら、より良い収集運搬体制を構築していきたいと考えております。</p> <p>続きまして、飛びますが、持ち去りのパトロールについてご説明させていただきます。資源ごみの持ち去りににつきましては、先程〇〇から説明をさせていただいた通り、市については様々な市民からの苦情等で、市の回収業者以外の者が資源ごみを持ち去る行為が後を絶たないという事で、色々なお声を聞きながら、市民の皆様もそういった取られる行為に対して色んな不安感を募らせているというのが現状であります。そういった部分を払拭すべく、市といたしましては、来年の4月1日から、持ち去りごみの収集運搬に対して、資源ごみを市が委託した者以外の者が収集運搬してはいけないですよ、というような形で、一定の法の整備をさせていただきたいと考えております。これにつきましては、当然本市だけでできる事業ではございませんので、地元木津警察並びに検察庁等と協議を重ねていきながら、より良い法の整備に努めていきたいと考えております。またパトロールにつきましては、今まででしたら8時半から5時15分と言いますか、市役所が開庁している時間帯にパトロール等を実施していたわけなのですが、今回このような形で新たな条例を作らせていただくにあたって、当然〇〇委員おっしゃられるように、そういった不正な収集運搬業者が活動している時間帯をピンポイントにパトロールする必要もあろうかと考えております。これも地元木津警察と協議を重ねていきながら、活動している多くの</p>

	<p>事務局</p>	<p>の時間帯、夜半過ぎとか当日の早朝等に狙いを定めて、そういった持ち去り業者に対してのパトロールの強化に努めていきたいと考えております。パトロールについては以上です。</p> <p>続きまして冷蔵庫のごみの投棄の関係なのですが、市につきましては、不法投棄されたごみにつきましては、不法投棄は犯罪ですので、この行為は犯罪ですよと貼り紙を貼らせていただいてから、一定期間過ぎましたら、市が委託している収集運搬業者でそのごみの方の回収をお願いしております。当然、すぐに動かなければいけない場合もございますので、そういった場合は市職員が対応しているわけなのですが、基本、そのごみを投棄されたものを、発見されてすぐに市が動くという事はしておりません。長くても1週間くらいなのですが、ある程度の期間を置かせていただいて、その投棄した人物に対して、この行為というのは違反ですよ、犯罪ですよという事を知らしめてから、その投棄された物の回収に伺っております。今回〇〇委員さん、先程お礼を言っていたきましたが、たまたまその時期というのが、スムーズにいった時期だったかどうかというのはちょっと分かりませんが、一定期間置かせていただいてから収集の方をさせていただいております。こういった形で、不法投棄に対しましても対策の方をしているのが現状であります。</p> <p>続きまして、古紙類の方についてご説明をさせていただきます。</p> <p>すみません。今〇〇委員の方から、女性の会が無くなるケースが多くなってきている、その中で古紙類の取り組み状況を今後どういう形で維持していくのか、という趣旨のご質問だと思っております。女性の会の方につきましても、古紙類の回収をしていただいている団体もいくつかございます。いま手元に、女性の会で取り組んでいただいている団体数の資料が手元にはございませんので、どの程度女性の会が中心となって古紙回収をしていただいているのか、といった事についての説明はできないわけなのですが、女性の会に限らず、古紙類をしていただいている団体さんの活動がなくなりますと、その地域のその部分の古紙類をどうしていくのかといった事については、女性の会に限らず、課題ではないかという事で認識しております。</p> <p>その中で、地域長がどういう役割、どういう立場であるのかという事でございますけれども、やはり地域の中で、古紙類の回収についての制度、そういったものにつきまして、地域長を通じてそれぞれの地域で皆様方に周知を図っていただきたいという事で、当然市の方も周知の努力をするわけですが、実際に地域の中で古紙類を回収していこうというような事の動きというのが、やはり一番大事ではないのかな、という事で思っております。そういった意味で、先程説明もありましたけれども、地域長会等で古紙類の集団回収、この取り組みについて周知をさせていただいている所でございまして、引き続き地域長の方におかれましては、古紙類の回収について、そういったような団体が無くなったといった地域がございましたら、それに替わるような団体を新たに作っていただけるように相談をさせていただけたら、という事で思っております。</p> <p>また見学会、ぜひ先進地を見ていきたいという事でございます。恐らくこれは、クリーンセンターの場所も含めてという事でおっしゃっていただいたのは、12月号の広報でクリーンセンターの先進地視察という事で、京都市の北部クリーンセンターの方の視察を先般実施させていただきました。その中で、京都市におきましては、クリーンセンターに合わせまして3R、ごみの減量を進めていこうと。先程郡篤会長からの話もございましたけれども、ごみの有料化等についても取り組みながら、ごみの施策全体的に取り組んでいく、その中でクリーンセンターの位置付けもされていくという事で、この12月号の広報でも紹介させていただいた所でございます。先進地の視察先につきましては、こういった目的でどのような所を見ていくのか、そういった所につきましては、今後会長とも相談しながら検討させていただけたらという事で思っております。</p>
--	------------	---

		<p>ので、現実におきましてはどこを見ていくのかといった事については、まだ今後の課題という事で思っております。</p> <p>また、冷蔵庫の不法投棄につきましてのお礼につきましては、それを担当している職員については、そういうお礼の言葉というのはなかなか市民の方からいただく事は少ないので、ごみ処理と言いますか、そういった事についてなかなか人に感謝をされるというものが、言葉をいただくのが少ない機会でございますので、今いただきました言葉につきましては非常にありがたいという事で、担当職員の方にも伝えておきたいと思っております。以上でございます。</p>
会 長		はい、ありがとうございます。
委 員		<p>はい、ちょっと1つ。すいません、続き、関連のあることです。</p> <p>パトロールの所の関係なんですけれども、一般の方々につきましては、どの業者さんが収集業者であるのか、委託業者であるか、市の、という事も分かりませんので、業者さんの方にいわゆるワッペンかあるいは腕章、そういった明示をされるような行動を考えていただきたいと思っております。家の中までも来るような業者もこの頃は出てきておりますので、その点ちょっと検討していただいたらどうかと思っております。以上です。提案です、はい。</p>
会 長		委託業者あるいは許可業者という事ははっきり分かるような形での取り組みですね。ありがとうございます。
委 員		どうぞ。
委 員		<p>僕も全ての木津川市の地域分かっているわけではないんですけれども、私の近辺の古紙回収の状況をお伝えしますと、古紙回収をして公金から補助金をいただくのを、数を審議しているというのが、どのみち一緒だと思うんですけれどもね、子ども会とか、老人会とかですね。私共の住まいの綺田地域ですけれども、それぞれのPTAと老人会が古紙回収しているんですけれども、時期が接近したりしていますと、どちらの古紙回収に出してあげようとかね。そんな感じで、結構そんな状況で、古紙回収をする組織がない、探さないとなという風な状況は、ちょっと私の地域ではないです。参考情報として。</p>
会 長		ありがとうございます。
		<p>蛍光灯ですね、前の審議会のもったいないプランではいわゆるリムーブ、有害物としてあれしてますけれども、今年正式に水銀条約が発効するので、将来的には生産もそれから使用も禁止になると。そうすると蛍光灯も、かなりその時期に合わせてたくさん出てきますので、少しその状況を見ながら、大体木津川市にはどのくらい蛍光灯があって、家庭のですね、推計をして、そしてそれが20何年だったかな、水銀条約見ていただいたらあれですけども、それまでに恐らく全て処理をするというフロンと同じような形になりますので、それまでに出さなくてはいけないという形がでできますから、そこいらを少し見ながら、これは重点的に取り組んでもらわなくてはいけないような気がします。</p> <p>それから、女性の会という形の具体的な話が出ましたけれども、集団回収に対して助成をされてますから、どういう団体がどこの地域で活躍しているかというのがお分かりになるかと思っておりますので、その中で何を、あるいはその中で少しずつ中身が、構成が、次第に女性が減ってきて他のが出てきているのか、そういった情報を少し、市のほうが持っておられると思います。持っていないという事はないと思います、助成をされているわけですから。そうしたら、そういうマップみたいなものを地域長の方に出していただきますと、大体どこいらが一所懸命頑張っているとか、複数やっているとか、そういうのが見えてくると思っておりますので、そういう形だと、風潰しと言ったらおかしいですけども、</p>

		<p>かなり重点的に取り組みをさらに強化すべきという事が分かってくるだろうと思います。</p> <p>それから、抜き取りのやつですけれども、これは単に、有効なあれもしなくてはいけないし、それからワッペンなり何なりの形で市が許可している業者だという事ははっきりさせるという事も必要ですけれども、もう1つは、抜き取りする中で、市民がやはり連絡とか、そういう形非常に必要なんですね。そういう面で、ホットラインみたいな形で情報をいただければ、恐らく市がその情報を集めれば、どこの地域でどういう形が定期的に行われているのか、それとも突発的なものか、そういう事も分かると思いますので、ぜひともホットラインの形で、こういう条例ができましたので、違反者がありましたら市のどこのホットラインに連絡をお願いしますという形で、市民との連携を作っていただけだと。同じ事は冷蔵庫、というより不法投棄でもそうです。冷蔵庫というのはお金を払わなくてはいけなくなりましたので、お金を払いたくない人がついつい放っておくという事になると思いますが、これも地域によっては郵便局と協定を結びまして、郵便局の配達員の人々が配達途中で色々見てもらって、どこに何が落ちていたよというような形で知らせてもらえるという協定を結んでいる市もあります。従って、そういう面から言うなら市がひとつになりますので、みんなで監視するという事が捨てにくくするという事になりますので、市民からのホットラインと同じように不法投棄についても、それから場合によっては、定期的という事から言うと、郵便局の人から連絡を受ける。特に山間部ですね、ここのパトロールというのはなかなかできない。そうすると郵便局というのは大体毎日各戸に郵便物を運んでいますから、昨日とはちょっと違うな、あそこの所に落ちてたよ、というような形もできると思いますので、そこいらの、郵便局との連絡ができるかどうかという事をやっていただければ、より効果的な取り組みができるだろうと思いますので、一度、先程委員の皆様方がおっしゃった意見も含めた形で検討していただけたらと思います。よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>どうぞ、はい。</p> <p>2つほど質問させていただきたいんですけども、1点目は、ごみ量を減らすというのは、リユース、もったいないという発想で使えるものとはことん使うという発想が非常に重要だと思うんですけども、いま木津川市でやっているのは、目に入るのはフリーマーケットとか、色々リサイクルセンターでそういう要る物と要らない物、欲しい人に提供するという情報があるようなんですけども、それ以外にはどんな施策、啓発とか情報交流されているのか、それに対して、みんなの知恵でさらに上積みする部分があれば出していくという意味で、非常に手っ取り早い有効な手段でないかなと思いますので、現状そういう目的で、市民がお互いにそういう目的に対する行動を起こせるような施策の情報が、現時点でどのようなものなのか具体的に知りたい、というのが1つです。</p> <p>それからもう1点、不法投棄に関する内容で、基本的に不法投棄されたものでもごみの増大に、間接的というか最終的には結びつくと思うんですけども、私の住んでいる山城町地域で、山間部に農面道路ができて非常に車で簡単に山まで行けると。それで事例が1つあったのは、地域の人から、農業で作業している人から連絡受けたんですけども、他の地域で自動販売機の盗難があって、それが天神川という川の上流部に、人に目立たない所に捨ててあったという風な事があったり、もう1つは、天井川が山城町地域にたくさんあるんですけども、その道路から上にあるんですけども、年一回は市が草を刈ってくれるんですけども、それ以外の法面は全然、京都府も年に1回刈るか刈らないかで、背丈以上に草が生えていまして。それでその場所は年に1回、環境美化という事で地域の全住民が参加して、不法投棄されている場所ですね、個人の地</p>
--	--	---

		<p>権者と管理課の土地以外の場所に廃棄されているごみを回収して、全部行政で処分してもらっているんですけども、ある場所で僕もびっくりしたのは、廃棄物が見えないくらい草が生えているので、京都府に言って、いったん1回調査する意味で、草刈って廃棄されているごみを回収してくれと言ったら、ものの100mぐらいの距離の中に2tトラック3台ぐらいの不法廃棄物があったというような事で、不法投棄に対する市としての施策、防止するための施策というのも、間接的にというか最終的にはごみ減量に繋がる、他地域から山城地域の捨てやすいような廃棄場所に捨てに来るという事も十分考えられますので、そういったものを予防する意味でも、自衛する必要があるという風に思いますので、ちょっとその2点、お願いします。</p>
	<p>会 長</p>	<p>リユース対策と、それから不法投棄対策ですね。それについて。 それからリユースについては、もったいないプランの中の30ページから31ページにこういう施策をやりますよという形、これの現状について少しお話をいただけたら。</p>
	<p>事 務 局</p>	<p>リユースの関係につきましては、私の方からお答えさせていただきます。 今もありましたように、ゆずります・ゆずってくださいという形で、毎月広報の方に掲載しているというのが現状でございます。 あと特に、小学生が環境学習という形で訪れております。その時にはお下がりとという事を例に取りまして、今日ここではリユースというものをやっていますよ、もし欲しい物があれば、土曜日曜もやっているのとお父さんお母さんと一緒に来て持って帰って下さいね、また、家の物でほかすのがもったいないという物があればここで預かりますよ、という形で、子供たちが見学に来てくれた時に子供たちが単に来て終わるのではなくて、今日のこの事を家へ帰って家族のみんなに伝えてくれて、土曜日日曜日もういっぺん来てね、というような形で、今やっているのが実態でございます。 あと、搬入される量につきましてはそこまで集約できていないのですけども、持って帰っていただく方につきましては、うちで秤に乗せて計量していただいておりますので、どれだけの物がリユースの方に回ったかという事は確認できる状況という形で、取っております。 いずれにしても、今現在PRとして行わせてもらっているのは、ご承知のような広報への掲載、それにつきましては必ず毎月載せさせていただいておりますので、できたらそちらの方をご活用いただきたいな、という風に考えております。以上です。</p>
	<p>事 務 局</p>	<p>不法投棄についてご説明させていただきます。 先程〇〇委員がおっしゃっていただきました、天神川の自動販売機の盗難事件につきましては、私も警察と立会いをさせていただきまして、盗難物である確認をいたしました。自動販売機の所有者につきましては、宇治田原のJAが管理している自動販売機で、半年くらい前に盗難されたものが不法投棄されていた、というのが現状でありました。 不法投棄に関しましては、先程おっしゃっていただいた通り、不法投棄される場所というのが、同じような所が多く目立ってきております。市といたしましても、広報等で不法投棄が犯罪であることの周知等はしていますが、一向に不法投棄が収まらない現状もあります。そういった事も踏まえまして、先程来ご説明させていただいております、資源ごみの持ち去り禁止条例、これにつきましても、そういった資源ごみを市が委託した者以外の者が回収している業者というのは、必要である資源物だけを回収して、不必要な物をそこら中に不法投棄をしていっているというのが現状であります。そういった輩、という表現が正しいのかどうなのかあれですけども、そういった者を取り締まる1つの</p>

		<p>手法として条例改正等を整備して、そういった行為をした人に対しては厳罰に処分していく、というような流れを作りましたので、一定こういった事も踏まえながら、色々な観点から、そういった不法投棄に対しても取り締りに努めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。</p>
会 長		<p>はい、ありがとうございます。</p>
委 員		<p>参考情報というか、リユースの関係なんですけどね。このアイデアで良いのか悪いのかは別として、大阪市は、最近ではないんですけども、何年前なんですけれども、地下鉄の駅にA4一枚くらいで、文字情報なんですけれども、ゆずりたい人・欲しい人という風な書面で、電話すれば詳細が分かるというような事があって、広報がどれだけ小サイズの部分まで読んでいる人がいるかというのが、本当に欲しい人がそこまで読んでくれているのかという事がクエスチョンありますので、何か木津川市内の地域においても、色々な媒体というか場所で、そういったPRチラシが置ける場所でもかなり広範囲に情報を提供したら、少しでもリユースの効果が上がってくるのではないかなと。私自身も今、使えるけれども、捨てたいんだけど、もったいないなという事で持っている物が結構あるので、デジカメとかレコーダーとか。そういった物が、本当にそういうレベルでも欲しい人、大人は使えなくても子供の勉強のためだったら使えるとか、そんな物も結構あるんじゃないかなと思うんですけど。そんな事で、何か参考になればという事でちょっと。</p>
会 長		<p>そうですね、情報媒体のあり方の問題ですね。やはり広報だけでいつも見ているとは限らない。前にも調査を、前回の審議会の中で、どういう形で市民にそういう情報を伝えたら良いのかという形、あるいは広報でも女性が編集者になったり、そういう風な形でそんなコーナーを設けてはどうかとか、色々なアイデアが出たと思いますけれども、引き続き検討をしていただいたらな、というような気がします。よろしく願いしたいと思います。</p> <p>他にございますか。はい、どうぞ。</p>
委 員		<p>すみません。小型家電リサイクル事業の取り組みという事で説明もらったんですけど、来年からの事業なんですけど、私は地域の方で情報活性化事業という事で座談会ですけども、パソコンについてはリユースできるところが地域にあるんですけども、そういうような、みんなで情報を勉強して、そういうような活性化事業を取り組んでおるんですけども、その中で、その対象品目1の中でパーソナルコンピュータ（モニターを含む）と書いておりますけれども、現在は確かパソコンとかは、PCリサイクルの証紙が貼ってなければ担当の会社に連絡して3000円払うとかそういう形になるんですけど、この辺は4月1日以降は、そういうPCリサイクルの証紙が無くても、私古いパソコン持ってるんですけども、持ち込めばその辺は回収していいのか、ちょっと説明お願いいたします。</p>
会 長		<p>今おっしゃったのは、実はリサイクル法の中で、家電リサイクル法を作るとき、ではパソコンはどうするのか。というのは、ヨーロッパではこれが廃家電・廃電池という形で一括をされているんですね。ところがその中で、廃家電の方にパソコンは入らなくて、おっしゃるようにパソコンは送ってくださいと、連絡をしてそれぞれのメーカーが引き取って、自主的なリサイクルという事になっているんですね。従って、法律はないけれども、法律を作らない代わりに、自主的な回収という形でリサイクルを進めるという仕組みが動いているという事を説明されたわけです。そして今度は、家電ごみの中にこういう形が入ったら、その所の所はどうなるのかという話ですね。</p>

事務局	<p>すみません。確かにおっしゃられる通りなんですけれども、今の所、パソコンも持ち込みが可能という事で考えております。色々個人情報等もありますので、その点については排出者の方で情報をもろん消していただく、うちの方で回収したものについては、もちろん個人情報でありますので、持っていけないように、ボックスを設置する際に施錠式のボックス等、あと職員の目の届く所にボックスを置くという形の対策は考えております。今のこの品目につきましても、とりあえず、案でありますけれども、今こういう状態でいくつもりでおります。以上です。</p>
委員長	<p>はい、よく分かりました。</p> <p>よろしゅうございますか。</p> <p>あと、そういう面から言うと、パソコンというのは自主的にメーカーが回収する、つまりその背景というのは、全ての日本のリサイクル法というのは拡大生産者責任という形に、メーカーに責任を持たせようという形でやってきております。そうするとこの、小型家電がこういう形で受け入れるようになると、先程おっしゃったように、パソコンの時にお金を一緒に払わなくてはいけないという形があるわけですね、そうしたらここに捨てたらお金がいらぬという形に流れを変えてしまう。そうするとその事で、せつかくそういう形で集められて、そしてメーカーがすぐに使えるわけではないですね、それを回収業者がリサイクル業者に回してという、その仕事の量が少しずつ変わってくるわけですね。だからその所ちょっと、環境省にはそういう形の疑問というのがあるんだけれども、その所はどうしたら良いんだと。つまり言い換えると、1つは拡大生産者責任が後退した事になります。それから2番目には、そういう面から言うと、その所で消費者がどっちに出したら良いのか迷う。お金を考えれば恐らくこっちに来るだろうという気はしますけれども、その所、ちょっと確認を少しやっておいていただきたいと思います。</p> <p>まあ小型家電法もあまり良い法律ではないんですね、そういう問題を全く、これは理由を私知っているんですけども、ちょっとここでは言えないのであれですけども。</p> <p>もう1つ小型家電リサイクルで、この中で、ボックス回収、イベント回収、それから対面回収という形が書かれていますけれども、いくつか市内の家電店であるとか、そういった店頭で回収してもらうという形を考えていくべきではないでしょうか。そういう中で協力をしてくれる家電製品店であるとか、そういう所についてやはり、取ってもらうというのは、1つ協力をしてもらうという形で最初やってという形でやれば、もう少し回収の持っていく所、大抵そういう面から言うと、こういう物を換えるというのは、新しい物を買うから古い物が要らなくなる、そうすると買いに行ったとき捨てていけば、店頭で捨てられれば、新しい物を買うという形もできますので。小型の物については持ち運びができますので、そこいらの店頭回収について、協力をしてもらえるのかどうかという形の事も1つ視野に入れられた方が、何でもかんでも行政がやるという形ですとまたコストがかかりますので、そういう所もう少し計画をしていたらと思います。</p> <p>色々考えていけば尽きない話ですけども、時間的にちょっと過ぎているような気もしますので、これでまた次回がございますから、その時その時にまたそういう事も考えながら、ごみの減量全般にわたってご意見、審議をその時にまたご意見をいただきたいと思います。</p> <p>それで、今日やらなくてはいけないのが、今後我々が議論していくスケジュールについての話になります。それを事務局の方から説明をお願いしたいと思います。</p>

事務局	事務局説明省略（今後のスケジュールについて）
会長	はい、ありがとうございます。 スケジュールの全般につきまして、よろしゅうございますか。こういう形で大体スケジュールを組んでいただいております。 それで、第2回は来年の3月中旬ごろを予定されています。ここでは何をやるんですか。減量化施策の導入事例についてというのは、先進的なベストプラクティスをやっているような所の例の紹介を？
事務局	そうです、はい。
会長	それを1つの参考にしながら、木津川市の方で検討していくという形ですね。
事務局	はい。
会長	という形を踏まえて、そういうものが検討できるかどうかも踏まえた形でのあれですね。そういう面からいうと、〇〇委員がおっしゃたように、やはり先進的な事例を聞かないと、どこに行ってもいいかというのでも分かりませんので、そういう面からいうと、まずはそういう地域を、事例をあれしていただいて、これは1つ木津川市もできそうだし、またやらなくてはいけないというような形の委員のご意見をいただきながら、少し、先程言った先進地域での見学会の選考ができるような形で資料を出していただけたらありがたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。 そうしますと、3月の中旬ですけれども、皆様方の日にちを決めなくてはならないという所でございますけれども、いかがでしょうか。 何と言うか、3月というのは大学も、卒業式と、それから卒業式が終わったら次年度の準備があるので。それから2つ目が、やたらと国も予算を消化するつもりなのか、このところ委員会を集中させたりしていますので、なかなか取りにくいところがございます。
事務局	すいません。会長、よろしいでしょうか。
会長	はい。
事務局	もし良ければ、事務局と会長とご相談の上、日程等決めさせていただきます。決まりましたら速やかに委員の皆様にご報告させていただきたいと思ひますので、その点いかがでしょうか。
会長	そういう風にしていただけたらありがたいですね。 そういう形でよろしく事務局の方、お願ひしたいと思ひます。はい、ありがとうございます。 それでスケジュールという形が終わりましたけれども、全体として、さらにこういう問題があるんじゃないかという事が、委員の皆様方からご意見がございましたら、お伺いしたいと思ひますけれども。本業は市長からの諮問に答える事ですけれども、それ以外にも検討をしていく事があつたら、ごみの問題がございましたら。よろしゅうございますか。 またこれも、時間がございましたら、それぞれの時にお聞きをしたいと思ひます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

	事務局 (進行)	<p>そうしたら、日程はそういう形で決めさせていただくという事で、今日の審議内容につきましては全部行ったという事でございますので、事務局の方にお返ししたいと思います。どうもありがとうございました。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>郡寫会長におかれましては、スムーズな議事進行、どうもありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、最初の審議会という事でありましたが、多くの貴重なご意見を賜りまして、本当にありがとうございました。</p> <p>次回の審議会の日程は調整していただいた所なのですが、次回の日程につきましては、事務局と郡寫会長の方で調整をさせていただきます。一応、3月中旬という事を申し上げましたが、行政の方が3月は議会もございまして、日程が合わなければ2月に早めさせていただく可能性もございますので、よろしくお願ひしたいと思います。そして、改めて文書でご案内をさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>それでは、これで第1回廃棄物減量等推進審議会を閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
その他 特記事項	特になし	
署名欄	<p style="text-align: center;">木津川市廃棄物減量等推進審議会 議長 ㊟</p> <hr style="width: 80%; margin-left: auto; margin-right: auto;"/> <p style="text-align: right;">㊟</p>	